

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成30年2月14日	
【会社名】	株式会社リアルワールド	
【英訳名】	REALWORLD, inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菊池 誠晃	
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー33階	
【電話番号】	03-5114-3580	
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 石塚 明	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー33階	
【電話番号】	03-5114-3580	
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 石塚 明	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	898,136,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	685,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社の単元株式数は100株であります。

(注) 1. 上記普通株式(以下「本新株式」という。)は、平成30年2月14日開催の取締役会において、発行を決議しております。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	685,600株	898,136,000	449,068,000
一般募集			
計(総発行株式)	685,600株	898,136,000	449,068,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、449,068,000円です。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,310	655	100株	平成30年3月2日		平成30年3月2日～平成30年3月9日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 当社は割当予定先であるPC投資事業有限責任組合との間で、本届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式にかかる総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株式の発行は行われないこととなります。

3. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

4. 申込方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、ます。

##### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社リアルワールド グループ本部	東京都港区六本木一丁目6番1号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行渋谷支店	東京都渋谷区宇田川町20番2号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
898,136,000	5,000,000	893,136,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額は、登録免許税、割当予定先に関する調査費用、有価証券届出書の作成費用等の合計額であります。

## (2) 【手取金の使途】

手取金の具体的な使途	金額(千円)	充当予定時期
金融機関への借入金約定返済資金	235,700	平成30年3月～12月
平成30年3月以降の諸費用支払い等の運転資金の一部	207,436	平成30年3月～9月
(内訳)		
1) ポイント交換先の拡大に対する投資及び運転資金	80,000	平成30年3月～9月
2) 会社分割に伴う立替経費	27,436	平成30年3月～9月
3) 子会社に対する資金の貸付	100,000	平成30年3月～9月
クラウドメディア事業に対する投資資金	450,000	平成30年3月～9月

## 金融機関への借入金約定返済資金

平成30年1月31日時点において、過年度における買収や事業投資にて調達した1年内返済予定の長期借入金及び短期借入金の残高は金669,620千円であります。今回調達する資金をこれら借入金の一部の返済に充当し確実に借入残高を減少されることが当社の今後の中長期にわたる安定的経営のために必要不可欠と考えております。金融機関10行からの長期借入金（一部、社債を含む。）で平成30年12月までに約定により返済予定となっている借入金の返済資金に充当することで、財務体質の改善により、企業価値向上に資することができると考えております。

平成30年3月以降の費用支払い等の運転資金の一部

- 1) 当社の「げん玉」を始めとするクラウドメディア事業では、ポイント価値の向上並びにポイント獲得意欲を向上させ、ユーザーの利便性向上を図ることが事業価値の源泉となります。従前よりユーザーニーズを踏まえ、「げん玉」にて現金のほかギフトカードや電子マネー等の交換先との提携を実施してまいりましたが、更なるクラウドメディア事業の付加価値向上のため、今後におきましても引き続き利便性を考慮して交換先との繋ぎ込みを増大してまいります。新たなポイント交換先とのシステム連携におけるシステム開発費用(プログラミング費用、各種ライセンス、サーバー費用等)に資金充当致します。平成30年9月までに4件程度のポイント交換先との提携を計画しており、20百万円程度の支出を見込んでおります。  
また、提携先とのポイント連携の拡大に伴い、ユーザーより随時発生するポイント交換請求に対応するために個別に資金をプールしておく必要があり、1つの交換先に対して概ね15百万円程度の資金が必要なるため、4件の連携に際して計60百万円の充当を予定しております。
- 2) 後記、「第三部追完情報 2 臨時報告書の提出(平成30年1月25日提出)」に詳細記載しておりますとおり、当社の営むクラウドメディア事業(但し、当社が当社の子会社である株式会社LifeTechに業務を委託している事業を除く。)を新設分割しますが、新設分割会社(株式会社リアルX)の従業員は当社から出向することとなります。こうした出向者人件費や賃料等の支払いにおいては引き続き当社に立替払いが生じることから、運転資金を圧迫するため、運転資金として約27百万円を充当致します。
- 3) 当社子会社である株式会社リアルキャリア(以下、「リアルキャリア」といいます。)において、事業の収益化が遅れていることから財務状況が悪化しており、直接資金調達することが困難なことから、事業の再構築に向けて当社から一時的に貸付けを行うことを予定しております。実績からの見通しにおいては平成30年9月末までの資金繰りとして100百万円を見込み、平成30年9月末までに再建に向けた施策(グループ再編含む)を実施する予定であります。

#### クラウドメディア事業に対する投資資金

当社は、財務体質の強化改善及び限定する事業ドメインの選定及び確定を進めてまいりました。そのなかで、当社は前期業績において毀損してしまった「クラウドメディア事業」の立て直しを図ることが、喫緊の課題であると認識しております。

当社の「げん玉」を始めとするクラウドメディア事業は、利用するユーザー数が増加することで、増加ユーザーによる広告アクション数が増加することにより、広告料収入が増大することからクラウドメディアとして価値向上が見込めるサービスであり、そのための手段として新たなリソースの獲得やシステム・マーケティング投資を行うことで、当社の既存のクラウドメディアである「げん玉」を含めた既存リソースの価値向上につながります。前期中にて毀損してしまうまでは収益が確保されていたクラウドメディア事業を資金源として獲得した資金を成長領域と認識しているクラウドソーシングに投下し続けてきたために、十分な投資が行われていなかったクラウドメディア事業ですが、改めて当該事業を当社のコア事業と位置づけ、経営資源を集中することといたしました。

調達資金はクラウドメディア事業の立て直し及びその後の拡大に向け、システム投資並びに多数のユーザーを有し、お互いのサービス間のユーザーを連携させることにより相互に事業シナジーが期待できるクラウドメディア事業者との資本業務連携のための投資資金に充当する予定であります。

資本業務連携における検討候補としては、株式会社E P A R K(以下、「E P A R K社」といいます。)を始めとしたクラウドメディア事業者を想定しており、E P A R K社との取り組みは、本日、平成30年2月14日付「株式会社E P A R Kとの業務提携に関するお知らせ」でお知らせしたように、まずは候補先との業務提携を推進し、デューデリジェンスとともに具体的な資本業務提携の内容を検討するというステップを想定しております。

なお、提携先との協議の結果や、当社における方針の変更、状況の変化等に応じて用途又は金額等が変更される可能性があります。これらの資金使途に重要な変更が生じた場合には、その内容を適時適切に開示致します。

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、併せて発行会社において平成28年9月期および平成29年9月期において当期純損失として184,595千円、199,502千円を計上することにより毀損してしまった自己資本を拡充することにより、当社に対する金融機関の信用力を高めて新規融資を含めた円滑な取引を継続させるためにも実施するものであります。

(本資金調達方法を選択した理由)

今回の資金調達は、新株式発行によって、既存株主に対して一時的な希薄化を招くデメリットがありますが、当社が必要とする前述の資金を迅速かつ確実に調達できるメリットがあり、また、財務体質の安定化に加えて、資本の充実を図るといった当社のニーズに合致するものであったことから、本資金調達方法が現時点において最適であると判断致しました。

(他の資金調達方法との比較)

本第三者割当増資以外の方法による資金調達手法のうち、以下に記載されている手法を勘案した結果、他の手法と比較しても本第三者割当増資による資金調達は、現時点においては、当社として最適な資金調達方法であると判断致しました。

エクイティ・ファイナンス手法での公募増資及び株主割当による新株式発行は、本第三者割当増資と同様に資金調達が一度に可能となるものの、公募増資では一般投資家の参加率、株主割当では既存株主の参加率が不透明であり、当社が希望する時期に十分な資金を調達できるか不透明であることから今回の資金調達方法としては適切ではないと判断致しました。

新株予約権の発行に関しましては、発行時点におけるまとまった資金調達ができず、また、当社の株価水準によっては行使が行われないため、資金調達が困難となる可能性があります。そのため、クラウドメディア事業の再建を進めていくために当社が必要とする資金を迅速かつ確実に調達する手法としては、適切ではないと判断致しました。

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングは、東京証券取引所有価証券上場規程により、最近2年間において経常利益の額が正である事業年度がない場合にはノンコミットメント型ライツ・オフリングは実施できないとされているところ、当社はかかる基準を満たしておらず、ノンコミットメント型ライツ・オフリングを実施できない状況にあります。

銀行借入や普通社債による調達については、金利や手数料等の費用負担が増加してしまうため、当社の財務体質の安定に加えて、資本の充実を図る観点からは今回の資金調達の手法としては適切ではなく、また、当社の財務状況を鑑みると実現可能性は厳しいものと考えております。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	PC投資事業有限責任組合	
	本店の所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号	
	出資額	4,000百万円	
	組成目的	投資業	
	主たる出資者及びその出資比率	SBIキャピタルマネジメント株式会社 49.75% 株式会社アイフラッグ 37.50% 株式会社E P A R K 12.50% SBIインベストメント株式会社 0.25%	
	業務執行組合員等に関する事項	名称	SBIインベストメント株式会社
		本店の所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
代表者の役職・氏名		代表取締役 川島 克哉	
資本金の額		50百万円	
事業内容		ベンチャーキャピタルファンド等の運用・管理	
	主たる出資者及び出資比率	SBIキャピタルマネジメント株式会社 100%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
b. 提出者と業務執行組合員等との関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

(注) 割当予定先の概要欄及び当社と割当予定先、当社と業務執行組合員等との関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

## c. 割当予定先の選定理由

当社は、当社グループの事業にご理解、ご協力いただけること、並びに当社の経営の独立性が確保されることなどを割当予定先の選定方針として、複数社と検討を重ねてまいりました。今回、PC投資事業有限責任組合（以下、「PCファンド」といいます。）を割当予定先として選定するに至った理由及び経緯は以下の通りとなります。

当社グループは、「ネットからリアルへ。」というミッションを掲げ、インターネットを通じて豊かな暮らしを実現する事業を展開しております。当社が展開するポイントメディア「げん玉」を始めとするクラウドメディア事業では登録会員によるインターネット広告の閲覧や、ネットアンケートへの回答などといった広告アクションすることによって発生するインターネット広告収入の対価として登録会員に対してクラウドメディア事業でポイントを発行しています。さらに当該ポイントを獲得・収集する約1,000万人の登録会員に対し当社顧客の業務をBPO業務(データ入力やライティング等の外注作業)として代行していただくことにより収入の対価として更なるポイント獲得機会をクラウドソーシング事業で提供しています。こうして獲得したポイントを現金やギフトカード、電子マネー、仮想通貨等へ交換することにより報酬として提供しているほか、様々な働き方を提供しております。

当社グループの中核事業でありますクラウド事業(クラウドメディア事業およびクラウドソーシング事業)・フィジック事業をより成長・発展させるために、平成27年10月ごろより飲食店・美容室やエステ・マッサージやクリニックや歯科等、国内で提携店舗数約10万店舗を有する株式会社E P A R Kと協業を検討してまいりました。

平成30年2月14日付「株式会社E P A R Kとの業務提携に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、1,900万人以上の会員が利用するE P A R Kサービスを、当社約1,000万会員に提供することに加え、当社のクラウドメディアとクラウドソーシング運営ノウハウをE P A R K社に対し提供すること、また当社サービスをE P A R K会員に提供、また当社が有する営業力を活用することで、相互の大きな成長に繋げることを期待しております。

そこで、協業を検討していたE P A R K社より同社が投資する今回割当予定先となるファンドを紹介いただいたものでございます。当社にとっては同ファンドから出資を得ることで自己資本の充実が図れ、かつ当社の企業価値向上が同ファンドの利益となり、そのことが同ファンドに出資しているE P A R K社の利益へ結びつくことから、E P A R K社との協業の実効性を高めることができると判断し、当社より同ファンドに対し出資要請致しました。

d . 割り当てようとする株式の数

685,600株

e . 株券等の保有方針

当社と割当予定先であるPC投資事業有限責任組合との協議において、割当予定先が本第三者割当て取得する本新株式について、企業価値向上を目指した純投資目的であり、割当予定先より保有期間に対する方針はなく、取得した当社普通株式については、割当予定先が想定する株式価値が達成された場合など、市場動向を勘案しながら、市場で売却する可能性があることを口頭で確認しております。また、売却に際しては東京証券取引所の定める譲渡の報告等に関するルールその他の法令諸規則を遵守することを口頭にて確認しております。また、当社は割当予定先から、割当日より2年間において、当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについて、確約書を取得する予定であります。

f . 払込みに要する資金等の状況

PC投資事業有限責任組合からは、本新株式に係る払込みに要する資金(898百万円)について、割当予定先であるPCファンドの平成30年2月9日時点の預金残高を、PCファンドを名義とする銀行口座に係る取引明細表の写しにより確認し、当該割当予定先が本新株式にかかる払込みに十分な現預金を保有していることを確認しております。

g . 割当予定先の実態

割当予定先であるPCファンド並びに主たる出資者であるSBIキャピタルマネジメント株式会社、株式会社アイフラッグ、株式会社E P A R K並びに業務執行組合員であるSBIインベストメント株式会社及びその役員(以下、「割当予定先等」といいます。)が反社会的勢力の影響を受けているか否か、割当予定先が犯罪歴を有するか否か、並びに警察当局から何等かの捜査対象になっているか否かについて独自の専門の信用調査期間(株式会社セキュリティ&リサーチ 東京都港区赤坂二丁目8番11号 代表取締役 羽田寿次)に調査依頼しました。その調査結果として、割当予定先等が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを確認し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

なお、割当予定先であるPCファンド及び主たる出資者であるSBIキャピタルマネジメント株式会社、株式会社アイフラッグ、株式会社E P A R K並びに業務執行組合員であるSBIインベストメント株式会社につきまして

は、反社会的勢力との関係を有していないかどうかの調査に加えて、実在しているかどうかの調査も併せて委託しており、当社として実在していることを確認しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

発行価格に関しましては、当社の資金調達の確実性及び迅速性を確保しつつ、成長資金の確保を迅速に実現することが不可欠であるとの認識のもと、当社の置かれた現状に鑑み、割当予定先との交渉を経て、本新株式に関する取締役会決議日の直前営業日である平成30年2月13日の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値1,310円と同額である1株1,310円といたしました。

当該発行価格1,310円は、直前営業日から1ヵ月遡った期間の終値の単純平均値(1,406円)に対しては6.83%のディスカウント、直前営業日から3ヵ月遡った期間の終値の単純平均値(1,378円)に対しては4.93%のディスカウント、直前営業日から6ヵ月遡った期間の終値の単純平均値(1,485円)に対しては11.78%のディスカウントを行った金額となります。

なお、当社取締役会にて、当社監査委員会として本新株式の発行価額の算定方法については、市場慣行に従った一般的な方法であり、算定根拠は、現時点の当社株式の市場価格を反映していると思われる本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の終値と同額としており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績を勘案し本新株式の発行価額は、特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行する当社普通株式の数は685,600株(議決権数6,856個)であり、取締役会決議日(平成30年2月14日)における発行済株式数2,744,400株(議決権数27,428個)に対する希薄化率は24.98%(議決権ベースの希薄化率は24.99%)に相当いたします。

本第三者割当増資により、相当な株式の希薄化が生じることにはなりますが、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の資金使途に充当することで、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断致しました。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。



## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
菊池 誠晃	東京都渋谷区	1,356,500	49.46%	1,356,500	39.57%
PC投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1丁目6番1号			685,600	20.00%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD ACCISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 13 3 FLEET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	34,400	1.25%	34,400	10.03%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	30,800	1.12%	30,800	0.90%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	2 KING EDWARD STREET、LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM (千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	30,788	1.12%	30,788	0.90%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	27,300	1.00%	27,300	0.80%
伊藤 勝之	兵庫県高砂市	25,000	0.91%	25,000	0.73%
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	22,600	0.82%	22,600	0.66%
福井 優	東京都杉並区	22,500	0.82%	22,500	0.66%
和出 憲一郎	神奈川県逗子市	22,300	0.81%	22,300	0.65%
計		1,572,188	57.32%	2,257,788	65.85%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成29年9月30日現在の総議決権数(27,428個)に、本新株式の発行により増加する議決権数(6,856個)を加えた数で除した数値となります。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

#### 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第13期、提出日平成29年12月22日)及び四半期報告書(第14期第1四半期、提出日平成30年2月14日)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年2月14日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年2月14日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成30年2月14日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成29年12月25日提出)

#### 1 提出理由

当社は、平成29年12月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成29年12月21日

##### (2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、菊池誠晃、有賀貞一、及び石塚明を選任する。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役として、杉山直也を選任する。

##### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案					
菊池誠晃	16,309	320		(注)	可決 96.36
有賀貞一	16,306	323		(注)	可決 96.34
石塚明	16,349	280		(注)	可決 96.60
第2号議案					
杉山直也	16,231	399		(注)	可決 95.89

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成30年 1月25日提出)

1 提出理由

当社は、平成30年 1月25日開催の取締役会において、平成30年 3月 1日付で、当社が営むクラウド事業（但し、当社が当社の子会社である株式会社LifeTechに業務を委託している事業を除く。）（以下、「本件事業」という。）を新設分割（以下、「本件分割」という。）し、新たに設立する「株式会社リアルX」に平成30年 3月 1日付で継承することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 7 号の 2 の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 新設分割の目的

本件分割により、当社の「げん玉」をはじめとするクラウド事業を更に拡大展開していくために意思決定の迅速化、効率的な事業推進を可能なものとして、より競争力を高めることにより当社グループ全体の企業価値を向上させることを目的として、この度の会社分割を行うものであります。今後も様々な施策を検討・実施し、継続的に企業価値の向上に努めてまいります。

(2) 新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容、その他の新設分割計画の内容

新設分割の方法

当社を分割会社とし、新たに設立する「株式会社リアルX」（以下、「新設分割設立会社」という。）を承継会社とする新設分割（簡易分割）であります。なお、本件分割は、会社法第805条の規定に基づき株主総会の承認を要しないため、取締役会決議により実施するものであります。

新設分割に係る割当ての内容

新設分割設立会社は、本件分割に際して発行する普通株式2,000株を全て当社に割り当てます。

その他の新設分割計画の内容

当社が平成30年 1月25日開催の取締役会で承認した新設分割計画の内容は後記のとおりであります。

(3) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本件分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本件分割に際して新設分割設立会社が発行する株式は全て当社に割当交付されることから、第三者機関による算定は実施せず、新設分割設立会社の資本金の額等を考慮し、決定したものであります。

(4) 新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社リアルX
本店の所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 千葉 博文
資本金	50百万円
純資産の額	100百万円(予定)
総資産の額	355百万円(予定)
事業の内容	クラウド事業

(注) 新設分割設立会社についての記載内容は、本報告書提出日時点における予定です。

(以下、分割計画書の写し)

新設分割計画書

株式会社リアルワールド(以下、「当会社」という。)は、当会社の営む事業の一部に関する権利義務を新たに設立する株式会社リアルX(以下、「新設分割設立会社」という。)に承継させるため、新設分割(以下、「本件分割」という。)を行うこととし、次のとおり新設分割計画書(以下、「本計画書」という。)を作成する。

1. 分割の方法

当会社は、会社法に定める新設分割の方法により、本計画書に基づき、当会社が営むクラウド事業(但し、当会社が当会社の子会社である株式会社LifeTechに業務を委託している事業を除く。)(以下、「本件事業」という。)に関して当会社が有する権利義務を、新設分割設立会社に承継させる。

2. 新設分割設立会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新設分割設立会社の定款で定める事項  
別紙1「新設分割設立会社の定款案」に記載のとおりとする。

3. 新設分割設立会社が本件分割に際し交付する株式の種類及び数

新設分割設立会社が分割に際し交付する株式の種類及び数は、普通株式2,000株とし、その全部を本計画書に基づき承継する権利義務の対価として当会社に割当交付する。

4. 新設分割設立会社の資本金及び準備金の額

新設分割設立会社の資本金及び準備金の額は、以下の通りとする。

- (1) 資本金： 金5,000万円
- (2) 資本準備金： 金5,000万円
- (3) 利益準備金： 0円

5. 新設分割設立会社が当会社から承継する権利義務

新設分割設立会社が、当会社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙2に記載のとおりとする。なお、新設分割設立会社が承継する債務については、全て免責的債務引受の方法によるものとする。

#### 6．分割期日

新設分割設立会社の設立の登記をすべき日（以下「分割期日」という。）は、平成30年3月1日とする。ただし、本件分割の手續進行上の必要性その他の事情により必要な場合は、当会社の取締役会決議によって、これを変更することができる。

#### 7．新設分割設立会社の設立時取締役及び設立時監査役

新設分割設立会社の設立時取締役及び設立時監査役は次のとおりとする。

設立時取締役 千葉 博文

設立時取締役 菊池 誠晃

設立時取締役 石塚 明

設立時監査役 樋口 隆康

#### 8．条件の変更等

本計画書についての当会社取締役会の承認後、分割期日前日までの間に、天変地変その他の事由により、本件事業及び本件事業に属する財産に重大な変動が生じたとき、その他本計画書の目的の達成が困難となったときは、当会社取締役会は、本計画書を変更し又は本件分割を中止することができる。

#### 9．競業禁止義務

当会社は、本件事業に関し、新設分割設立会社に対し一切競業禁止義務を負わない。

#### 10．本店の所在場所

新設分割設立会社の本店の所在場所は、東京都港区六本木一丁目6番1号とする。

#### 11．規定外事項

本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項または疑義のある事項は、本件分割の趣旨に従って、当会社取締役会がこれを決定することができる。

平成30年1月25日

東京都港区六本木一丁目6番1号

株式会社リアルワールド

代表取締役 菊池 誠晃

## 株式会社リアルX 定款

### 第1章 総 則

#### (商 号)

第1条 当社は、株式会社リアルXと称し、英文にてはREAL X, Inc.と表記する。

#### (目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 国内および国際付加価値通信網による情報提供サービス事業
- (2) 国内および国際付加価値通信網による通信販売業ならびに情報提供の仲介
- (3) 付加価値通信網による決済代行業
- (4) インターネット等の通信媒体を利用した広告業および広告代理業務
- (5) クラウドソーシング事業
- (6) 投資事業組合財産の運用および管理ならびに投資事業組合財産持分の募集、販売
- (7) 有価証券の取得、保有、投資および運用
- (8) 投資業、投資運用業および投資助言・代理業
- (9) 企業の買収、合併、会社分割、株式交換・移転、事業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携等の企画立案、斡旋およびその仲介業務ならびにこれらに関するコンサルティング業務
- (10) 前各号に関連するソフトウェアの販売、賃貸、設置、およびメンテナンス、ならびにこれらに関連するコンサルティング業務
- (11) コンピュータの利用による各種情報の提供
- (12) コンピュータソフトウェアの研究開発および販売
- (13) ウェブサイトの企画、設計、開発、運営および売買
- (14) 前各号に付帯する一切の事業

#### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

#### (公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

### 第2章 株 式

#### (発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

#### (株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。



(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式の譲渡による取得については、株主又は取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主(以下、「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。
- 3 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届け出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(募集株式の発行)

第14条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によってする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
- 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定めることができる。

### 第3章 株 主 総 会

#### (招 集)

- 第15条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
  - 3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。但し、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

#### (招集手続の省略)

- 第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

#### (議 長)

- 第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

#### (決 議)

- 第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

#### (株主総会の決議の省略)

- 第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。
- 2 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面を当会社の本店に備え置くものとする。

#### (議決権の代理行使)

- 第20条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。
- 2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第22条 当会社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任)

第23条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役のうち1名は社長とする。

3 必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(業務執行)

第26条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の設置)

第27条 当社に取締役会を置く。

(取締役会の招集権者及び議長)

第28条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第29条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第30条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第31条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第32条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名又は記名押印し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(取締役の報酬等)

第33条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第34条 当会社は、会社法第426条の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

## 第5章 監査役

(監査役の設定)

第35条 当会社に監査役を置く。

(監査役の員数)

第36条 当会社の監査役は1名以上とする。

(監査役の選任)

第37条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第38条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、会社法第426条の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第42条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第43条 当社は、取締役会の決議により一事業年度の途中1回限り中間配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第44条 剰余金の配当又は前条の中間配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

## 第7章 附 則

(最初の事業年度)

第45条 当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から平成30年9月30日までとする。

(定款に定めのない事項)

第46条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以 上

## 承継権利義務明細表

### 1. 資産及び負債

#### (1) 新設分割設立会社が承継する資産及び債務

本件事業に関する現預金及びその他資産

本件事業に関するポイント引当金及びその他負債

#### (2) 前号の規定に関わらず、次に掲げる資産については、次に定めるとおりの取り扱いとする。

著作権、ノウハウその他知的財産権

本件事業のみに属するものは承継するとともに、当該承継と同時に、当社には新設分割設立会社から再利用許諾権付きの非独占的利用権が付与される(著作権の場合、著作権表法第27条及び第28条に掲げる権利も含む。)。本件事業以外にも関連する著作権及びノウハウのうち、新設分割設立会社の成立日において本件事業に使用されているものは、新設分割設立会社に承継されず、当社は新設分割設立会社に対し非独占的利用権を付与する。

### 2. 新設分割設立会社に承継する契約及び権利義務は、次のとおりである。

新設分割設立会社は、当社が本件事業のみに関して締結している一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき分割期日以降に発生する一切の権利義務を承継する。但し、以下に記載するものは、承継しない。

- (1) 本件事業に従事する従業員(アルバイトを含む)との雇用契約
- (2) 分割期日以前の当社の不法行為に基づく第三者に対する損害賠償債務
- (3) 当社と新設分割設立会社において共同して利用するものに関する契約

以上

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第13期)	自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日	平成29年12月22日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第14期第1四半期)	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年12月21日

株式会社リアルワールド  
取締役会御中

### PWC京都監査法人

指定社員 公認会計士 若山 聡 満  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 齋藤 勝彦  
業務執行社員

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リアルワールドの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リアルワールド及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### その他の事項

会社の平成28年9月30日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成28年12月22日付けで無限定適正意見を表明している。



#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社リアルワールドの平成29年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社リアルワールドが平成29年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年12月21日

株式会社リアルワールド  
取締役会御中

### PWC京都監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 若山 聡 満

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 齋藤 勝彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リアルワールドの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リアルワールドの平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### その他の事項

会社の平成28年9月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成28年12月22日付けで無限定適正意見を表明している。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月14日

株式会社リアルワールド  
取締役会 御中

### P w C 京都監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	若山	聡満
指定社員 業務執行社員	公認会計士	齋藤	勝彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リアルワールドの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リアルワールド及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年2月14日開催の取締役会において、第三者割当による新株発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。